

こ発第664号
令和5年2月1日

市内障がい児支援事業所 管理者様

障がい児通所支援等の障がい福祉サービス経験者に関する経過措置期間の終了について

日頃より本市の障がい児福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。
令和3年度報酬改定において、専門性及び質の向上に向けて、障がい児通所支援事業所の人員基準の従業者要件において、一定の経過措置期間を設けたうえで、「障がい福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみを引き上げが行われました。

当該経過措置について、令和4年度末に適用期間が終了されるため、各事業所におかれましては、以下の対応をお願いいたします。

記

1. 障がい福祉サービス経験者とは

学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通所の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障がい福祉サービスに係る業務に従事した者をいう

「障がい者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスとは、以下のサービスを言います。

1.居宅介護 2.重度訪問介護 3.同行援護 4.行動援護 5.療養介護 6.生活介護 7.短期入所(ショートステイ) 8.重度障がい者等包括支援 9.共同生活介護(ケアホーム) 10.施設入所支援 11.自立訓練(機能訓練) 12.自立訓練(生活訓練) 13.宿泊型自立訓練 14.就労移行支援 15.就労継続支援 A型(雇用型) 16.就労継続支援 B型(非雇用型) 17.共同生活援助(グループホーム)

2. 経過措置の詳細

令和3年3月31日以前に指定を受けている児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所に従事する障がい福祉サービス経験者について、令和5年3月31日までの間、人員基準上の基準人員とみなす。

3. 経過措置期間終了に伴う影響

ひと月の勤務体制において、1日でも障がい福祉サービス経験者を基準人員として配置している場合、障がい福祉サービス経験者が**基準外**人員に引き下げされることで、これまでどおりの勤務体制では、人員欠如となる日が発生する(又は、各種加配加算が算定できなくなる)ことが予測されるため、勤務体制の見直しが必要となる。

※特に少ない人数かつ障がい福祉サービス経験者が勤務体制の軸となっている事業所の場合、新たに児童指導員又は保育士等の雇用等が必要となることも予測されます。

4. 対応が必要な事業所

令和3年3月31日以前に指定を受けている児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所かつ現在、(※)障がい福祉サービス経験者を配置している事業所

(※)ここでいう「障がい福祉サービス経験者を配置している」とは、単に現在の勤務体制において障がい福祉サービス経験者を配置していることを指すだけでなく、市に直近において届け出している勤務形態一覧表において、職種が障がい福祉サービス経験者のままととなっている従業員について、その後の変更手続きができていない場合も含む。

5. 必要な対応

(ア) 障がい福祉サービス経験者が児童指導員や保育士等の資格要件等を満たしている場合

→令和5年2月15日までに、以下の書類を提出してください。

- 経歴書(申請書添付資料参考様式 7)
- 実務経験証明書(申請書添付資料参考様式 8)※資格のみで要件を満たす場合は不要
- 資格要件を満たすことを証する書類の写し(資格証, 研修修了証等)
- 組織体制図(申請書添付資料参考様式 2)
- 勤務形態一覧表(申請書添付資料参考様式 22)

(イ) 障がい福祉サービス経験者について、現時点では児童指導員や保育士の資格要件等を満たしていないが、令和5年3月31日までは、資格要件等を満たす予定の場合

→資格要件等を満たした段階で、(ア)と同じ書類を提出してください。

(ウ)障がい福祉サービス経験者について、令和5年3月31日までに、児童指導員や保育士の資格要件等を満たさない場合

→各事業所において、経過措置期間終了に伴う勤務体制の見直しを行った後、その勤務体制が人員基準を満たすものとなっているか確認を行いますので、令和5年3月15日までに、以下の書類を提出してください。

- 勤務形態一覧表(申請書添付資料参考様式 22)
――以下は、勤務体制の見直しに伴い、人員の変更がある場合のみ提出――
- 経歴書(申請書添付資料参考様式 7)
- 実務経験証明書(申請書添付資料参考様式 8)※資格のみで要件を満たす場合は不要
- 資格要件を満たすことを証する書類の写し(資格証, 研修修了証等)
- 組織体制図(申請書添付資料参考様式 2)
――以下は、勤務体制の見直しに伴い、加算の変更がある場合のみ提出――
- 給付費算定に係る体制等に関する届出書(付表 9)
- 別紙「障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表」

6. 留意点

経過措置終了に伴う対応がされていない場合、事業所によっては、令和5年4月から人員欠如が継続し、実地指導等で指摘を受け、遡って人員欠如減算が適用される等の事態になる可能性があります。各事業所におかれましては、本通知をご確認いただき、適切に対応をお願いいたします。

以上

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市子ども未来局 子ども部 子ども発達支援課 事業所指定・指導係

(TEL)092-711-4178 (FAX)092-733-5883

事業者指定専用アドレス: syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp